

株式会社田無タワー 総務課長 殿

利用当日お越しになる
責任者・担当者の方の
記名、捺印をお願い致します。

平成 年 月 日

株式会社田無タワー

団体名 _____
主催者 ○○ ○○
責任者 _____ (印)

タワープラザ会場管理計画書

「タワープラザ」利用にあたり、火災、震災、その他災害の防止および人命の安全をはかるために、本計画に基づき、それぞれの担当の者に責任をもって履行させ、災害予防に万全を期します。また災害発生の場合、当施設の防火管理者あるいは自衛消防隊の指示誘導に協力いたします。

1. 火災予防措置

- 『タワープラザ利用規約』に基づき、危険物品は一切持ち込まない。また裸火は使用せず、喫煙は所定の場所（建物外・地上1階の喫煙コーナー）にて行う。
- 壁コンセント等からの電源使用の場合、コード・プラグ等からの漏電・感電事故の無いように注意する。
- その他、火災事故等の発生を未然に防止するため、あらゆる手段を講じる。

2. 避難誘導體制

- 避難誘導の担当者は、A階段（南側）ロビー、B階段（北側）トイレ通路、会場の出入口にそれぞれ各1名避難誘導員を配置し、避難方向、一時避難場所について徹底する。
- 非常口の開閉状況および避難階段等の障害物除去等について、各避難誘導員に周知徹底させる。
- 会場内外で来場者の混雑が予想される場合は、必要に応じて整理員を配置する。
- その他必要により、避難誘導員の増強、避難誘導方法の再確認を行い、避難誘導に万全を期す。
- 利用目的に応じ、事前に消防署への一時利用届け等の手続きを行う。

3. 初期消火体制

- 消火にあたる担当者は、必要に応じて消火活動に従事させる人員を確保する。
- 消火器の使用方法を周知するとともに、会場側管理者（貴職員もしくは警備員）との連絡を密にする。
- 排煙口開放装置の位置や使用方法の確認を行う。

4. 通報体制

- 1階警備室への連絡をすみやかに行う。（消防機関への通報は施設の警備員が行う。）
- 火災報知機（非常ベル）の位置の確認を行う。

5. 応急救護体制

- 災害、急病が出た時は、避難誘導・初期消火の担当者とは別に、応急救護者を命じて対処する。
- 救護所は建物外部に設置するものとする。
- 必要に応じて、1階エントランスホールに設置しているAED（自動体外式除細動器）を使用する。

6. 衛生管理体制

飲食物の持ち込みについて、保存状態など衛生管理には十分な配慮を行う。

平成 年 月 日

株式会社田無タワー 総務課長 殿

団体名 _____
主催者 _____
責任者 _____ 印

タワープラザ会場管理計画書

「タワープラザ」利用にあたり、火災、震災、その他災害の防止および人命の安全をはかるために、本計画に基づき、それぞれの担当の者に責任をもって履行させ、災害予防に万全を期します。また災害発生の場合、当施設の防火管理者あるいは自衛消防隊の指示誘導に協力いたします。

1. 火災予防措置

- 『タワープラザ利用規約』に基づき、危険物品は一切持ち込まない。また裸火は使用せず、喫煙は所定の場所（建物外・地上1階の喫煙コーナー）にて行う。
- 壁コンセント等からの電源使用の場合、コード・プラグ等からの漏電・感電事故の無いように注意する。
- その他、火災事故等の発生を未然に防止するため、あらゆる手段を講じる。

2. 避難誘導體制

- 避難誘導の担当者は、A階段（南側）ロビー、B階段（北側）トイレ通路、会場の出入口にそれぞれ各1名避難誘導員を配置し、避難方向、一時避難場所について徹底する。
- 非常口の開閉状況および避難階段等の障害物除去等について、各避難誘導員に周知徹底させる。
- 会場内外で来場者の混雑が予想される場合は、必要に応じて整理員を配置する。
- その他必要により、避難誘導員の増強、避難誘導方法の再確認を行い、避難誘導に万全を期す。
- 利用目的に応じ、事前に消防署への一時利用届け等の手続きを行う。

3. 初期消火体制

- 消火にあたる担当者は、必要に応じて消火活動に従事させる人員を確保する。
- 消火器の使用方法を周知するとともに、会場側管理者（貴職員もしくは警備員）との連絡を密にする。
- 排煙口開放装置の位置や使用方法の確認を行う。

4. 通報体制

- 1階警備室への連絡をすみやかに行う。（消防機関への通報は施設の警備員が行う。）
- 火災報知機（非常ベル）の位置の確認を行う。

5. 応急救護体制

- 災害、急病が出た時は、避難誘導・初期消火の担当者とは別に、応急救護者を命じて対処する。
- 救護所は建物外部に設置するものとする。
- 必要に応じて、1階エントランスホールに設置しているAED（自動体外式除細動器）を使用する。

6. 衛生管理体制

飲食物の持ち込みについて、保存状態など衛生管理には十分な配慮を行う。